

地域連携保育について —新・幼稚園教育要領、新・保育所保育指針の改訂をふまえて—

黒田 耕司・今津 尚子

九州女子大学人間科学部 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

(2017年10月31日受付、2017年12月5日受理)

要 約

子どもの生活は、幼稚園、家庭、及び地域での生活において、共同体の感性を養育することを通して発達させられるべきであるとされる。そこで、わが国の今日の社会においては、様々な地域組織活動や関係機関等による保育の支援と同時に、子育て支援のための様々な連携が実施されている。そこで、本稿では、平成29年の新・幼稚園教育要領、新・保育所保育指針の改訂をふまえて、地域連携保育に焦点をあてて、地域連携のあり方について考察を行った。その結果、保育における地域連携においては、地域の人々と園児との関わり合いが、地域連携の発展の要因となるということが判明した。園児は、遊びを通して、地域の自然、文化、歴史、資源、環境、人材等から学ぶ。他方、地域の人々は、そうした園児の遊びの支援によって、子どもから生き甲斐を学び取ることができる。そして、その両者の相互の学び合いを通して、活力のある地域が創造されると考えられるのである。そこに、地域連携保育の意義があると考えられる。

【1】 緒言

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課によれば、近年、「地域社会全体で支えていく子育て」を目指して、全国で様々な取り組みが行われている。例えば、北九州市では、子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課を中核として、市民、民間企業、NPO等の力を生かしながら、子育て支援や、教育、福祉、環境に重点が置かれた「人にやさしく、元気なまちづくり」の取り組みが行われている。その具体的な活動の内容としては、「リーダー研修会」(保育園の園長先生や子育てアドバイザー等、子育ての第1線で働いている方を講師にお招きしての講演会)、「交流会」(北九州市地域連絡協議会の役員が様々な研修会で覚えた遊びや知識を各母親クラブ会員の方々へ伝達する研修会)、「秋の交通キャンペーン」(警察と協働した児童館の子ども達らの交通キャンペーン)、「子育て支援おさゆき広場」(校区の民生委員・福祉協力委員・PTA・母親クラブ等の地域の方々と一緒に子育て支援を行う活動)、「お手紙配達」(核家族、少子化、高齢化社会が進む中、地域の方々とのふれあいを目的に、学校と連携し、自分の書いたお手紙を年長者のお宅へ訪問し届ける行事)等である。これらのうち、「お手紙配達」は、平成22年度に、教育委員会より「福原賞」を受賞した取り組みであった。

この「福原賞」は、文化的・体育的活動や調査研究等で顕彰すべき成果をあげた小学生を表彰し、北九州市における学校教育の文化的・体育的活動の充実発展に資するものであり、学校法人「福原学園」を創設し、教育界で活躍された、故福原軍造氏のご遺族から「学校教育に役立ててほしい」というご意向で、北九州市に寄付されたものである。⁽¹⁾

このように、今日、わが国では、様々な地域組織活動や関係機関等の取り組みと同時に、子育て支援のための連携の取り組みが実施されている。そこで、本稿では、新・幼稚園教育要領、新・保育所保育指針の改訂をふまえて、地域連携保育に視点をあてて、地域連携のあり方について考察を行う。

【2】保育における地域連携について

近年、わが国においては、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における教育力の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域における子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点が設置されたり、幼稚園・保育所等の教育・保育機能の充実がはかられ、地域の様々な資源と連携した幼稚園・保育所、家庭、地域が一体となった子どもの教育・保育の環境づくりが促進されたりしている。そして、そうした保育における地域連携については、平成29年に改訂された新・幼稚園教育要領と新・保育所保育指針においてもその活用が明記されているが、保育におけるこれまでの地域連携の経緯は、およそ以下のようなものであった。

1947（昭和22）年に、児童すべての健全育成、福祉の増進を目的として制定された児童福祉法は、わが国の戦後の児童保護対策の基礎となったが、その後の社会の変化、つまり働く母親の増加、児童虐待問題の深刻化等の児童を取り巻く生活環境の変化により、子育て支援をする必要性から、1997（平成9）年に大幅な改正がなされた。そして、その第48条の2において、「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」とされ、児童福祉法において、保育所は、地域の住民に対して保育の情報の提供を行い、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うということが規定された。さらに、2009（平成11）年の「保育所保育指針」では、「第1章総則」において、「保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行い、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図るところにある。」とされている。

また、「第2章子どもの発達3」においては、「子どもの発達は、子どもとその環境内の対象との相互作用を通してなされるものであり、子どもの発達を促すためには、大人の側からの働きかけばかりでなく、子どもからの自発的、能動的な働きかけが行われるようにするこ

とが必要である。したがって、保育所においては、一人一人の子どもが、安心して生活ができ、また、発達に応じた適切な刺激と援助が与えられることにより、能動的、意欲的に活動ができるような環境が構成されなければならない。このため家庭や地域と連携を持った安定した子どもの生活と、子どもをありのままに見て、それを深く理解して受容しようとする保育士との信頼関係が必要となる。」とされている。そして、「子どもの活動には、大別して、食事、排泄、休息、衣服の調節などの生活に関わる部分と遊びの部分とがあるが、子どもの主体的活動の中心となるのは遊びである。子どもの遊びは、子どもの発達と密接に関連して現れるし、また逆にその遊びによって発達が刺激され、助長される。つまり、遊びは乳幼児の発達に必要な体験が相互に関連し合って総合的に営まれていることから、遊びを通しての総合的な保育をすることが必要である。」とされ、保育士が、子どもと生活や遊びを共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態をよく把握しながら、その発達を援助し保育を行うことの必要性が指摘されている。

さらにまた、第13章では、「今日、社会、地域から求められている保育所の機能や役割は、保育所の通常業務である保育の充実に加え、さらに一層広がりつつある。通常業務である保育においては、障害児保育、延長保育、夜間保育などの充実が求められている。また地域においては、子育て家庭における保護者の子育て負担や不安・孤立感の増加など、養育機能の変化に伴う子育て支援が求められている。地域において最も身近な児童福祉施設であり、子育ての知識、経験、技術を蓄積している保育所が、通常業務に加えて、地域における子育て支援の役割を総合的かつ積極的に担うことは、保育所の重要な役割である。」とされている。

さらに、第11章「保育の計画作成上の留意事項7」では、「家庭や地域社会との連携保育は家庭や地域社会と連携して展開されることが望ましいので、指導計画の作成に当たっては、この点に十分に配慮をすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、子どもが豊かな生活体験ができるように工夫すること。」ともされている。また、第13章2「地域における子育て支援(2)」では、「保育所における地域活動事業は、保育所が地域に開かれた児童福祉施設として、日常の保育を通じて蓄積された子育ての知識、経験、技術を活用し、また保育所の場を活用して、子どもの健全育成及び子育て家庭の支援を図るものである。このため、保育所は、通常業務に支障を及ぼさないよう配慮を行いつつ、積極的に地域活動に取り組むように努める。地域活動は、市町村の保育担当部局や他の保育所など関係施設や機関とも密接な連携をとりつつ、地域における子育てニーズを把握し、それに基づいて実施する。」とされている。

これらのことから、「地域子育て支援に関する政策的方向性は、地域資源の活用による保育機能の充実から、保育所が有する資源の開放や提供へ。そして、地域住民や当事者を含む地域資源との協働や連携による子育て環境の充実へと転換した。」とされている。⁽²⁾

一方で、「保育所における地域の子育て家庭を対象とした事業は、1989年の保育所地域活

動事業の予算措置に始まる。保育所地域活動事業は、2005年の次世代育成支援対策交付金の創設により事業内容は再編されるものの、多くの保育所が園庭開放や異年齢交流事業等に取り組み契機となった事業である」とされる。⁽³⁾

また、保育所が運営する地域子育て支援センターにおける子育て支援のあり方についての調査研究によると、地域子育て支援センターの支援の内容は、「親子で遊べる場の提供（園庭・保育室）」98.5%、「親子で楽しむ遊びの提供」98.3%、「子育てについての個別相談」98.3%、「子育て支援センターに関する情報提供」97.8%など、拠点事業の基本となるものの実施率が高いが、「妊娠中の方への情報提供や支援」58.3%、「出前保育や新生児訪問など地域に出向いての支援活動」56.6%、「地域住民と協働して行う支援活動」42.1%等の実施率は低い。「保育所との交流（体験や行事参加など）」「母親同士の交流や親睦を促進させるプログラム」「イベントの開催」「講師を招いての子育て講習会」「地域の保育、子育てに関する社会資源の把握と情報提供」についても、8割以上のセンターで実施されている。さらに、「今後実施を予定している」項目では、「父親が参加しやすいプログラムの工夫や、夫婦での育児体験参加」が24.6%と最も多く、次に「妊娠中の方への育児体験」21.1%であった。「実施する予定はない」では、「ボランティア育成のための講習会」61.6%が最も多く、次に「妊娠中の方への育児体験」39.6%、「地域住民と協働して行う支援活動」34.7%であった、とされている。⁽⁴⁾

さらに、「〈子育て支援〉は、子育ての負担を軽くするために子育てのメニューを提供する〈子育てのサービス化〉ではなく、地域コミュニティの多面的・重層的な人間関係の中で、頼りあい・支えあい・学び合う関係をひろげ、親子ともども〈立場・役割・出番を獲得していく社会化〉実現のためのプロセス支援でありたい。」とされており、「保育所における地域の子育て家庭を対象とした事業」や「保育所が運営する地域子育て支援センター」が、近年、実施されてきている。⁽⁵⁾

一方で、近年、保育においては、社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動としてのソーシャルワークの必要性も指摘されている。保育とソーシャルワークをテーマにした研究も2000年頃より数多く公表されるようになってきている。保育は、そうしたソーシャルワークの視点を持ったものでなければならないと考えられるようになってきたと思われるのである。すなわち、社会や地域などの子育て家庭を取り巻く環境が変化し、それに伴って子どもを養育する力が低下してきたとされ、「保育所は地域の子育て支援拠点として、保育所がこれまで発揮してきた専門性を軸に、子育て支援において『ソーシャルワーク』視点をもった実践を担うことが期待されている」⁽⁶⁾とされているのである。しかし、そこではまた、子どもや保護者のかかえる生活上のストレスや不安に対して個別対応を要する場合には、その背景に、保育実践において特別な配慮を要する困難さを伴う子どもや保護者の存在があることも数多く報告されている。具体的には子どもの障害、保護者の経済的問題、

育児への不安、負担感等の課題を抱えた家庭との関係や支援のあり方が問題となっているのである。そして、そうした問題に対応する際には、保育所のみで対応が困難な場合も生じており、その結果、ここでもまた、保育において、関係機関や他の専門職との連携を通じて子どもや保護者の抱える生活課題を解決していくことが必要とされている。

以上のことから、今後の子どもの保育は、保育所だけの支援で行われるのではなく、地域のネットワークが、今後ますます求められることになると考えられるのである。今日の保育においては、教員や保育士の持つ専門性のみでは対応が困難な場合もあり、地域の関係機関の専門性の活用や地域連携がますます必要となっているということなのである。そして、また、そこでは、連携の困難さについても示されており、「外部機関との『連携』のあり方を探ることは保育ソーシャルワーク実践において重要である」と考えられている。⁽⁷⁾ 以上のことから、保育における連携は、今後の保育実践上の重要なキーワードになっているといえることができる。

【3】新・幼稚園教育要領、新・保育所保育指針における連携

新・保育所保育指針（平成29年）においては、様々な連携の必要性が示されているが、そのような保育における連携については、これまでの保育所保育指針において一貫して示されてきた指針でもある。平成20年改訂の保育所保育指針には、「資源」という文字が次の3か所に見られる。すなわち、「第1章総則2保育所の役割(3)」の「保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである」、「第4章保育の計画及び評価1保育の計画(3)」の「オ 家庭及び地域社会との連携」の「子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験を始め保育内容の充実が図られるよう配慮すること」、「第6章保護者に対する支援1保育所における保護者に対する支援の基本(7)」の「地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること」である。そして、これらの「社会資源」あるいは「資源」の文字は、平成11年改訂の保育所保育指針の文中には1か所も記載されておらず、平成20年改訂で新たに登場したものであった。

そして、平成20年改訂の保育所保育指針に対応した厚生労働省編の「保育所保育指針解説書」（以下、解説）には、上記の3つの他に合計11か所の「社会資源」ないしは「資源」の記載が見られる。すなわち、「序章」の「1. 改定の経緯(2) 改定の背景」では、「地域における子育て支援の活動が活発になる中で、保育所はもとより多様な支援の担い手など地域の保育・子育て支援の資源が蓄積されつつある」とあり、次いで「3. 改定の要点(3)

保護者支援」では、「保育所の特性を生かした支援、子どもの成長の喜びの共有、保護者の養育力の向上に結びつく支援、地域の資源の活用など、保護者に対する支援の基本となる事項を明確にしています」とある。さらに、その解説においては、「地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育所として、地域の子育て力の向上に貢献していくことが、保育所の役割」であるということが補足されている。さらに、続く「3保育の原理(2)地域交流」では、「保育所は、地域に開かれた社会資源として、地域の様々な人や場、機関などと連携していくことが求められています」とある。さらに、解説では、積極的に活用すべき「地域の資源」として、「異年齢の子どもをはじめとする幅広い世代の人々」と「社会の様々な文化や伝統」があげられている。さらに、保育所が「交流」している「資源」として、「様々な専門職、ボランティア、当事者などが担って」いる「地域子育て支援活動」があげられており、また保育所が「連携を欠かすことができない「社会資源や関係者」として、「児童相談所、福祉事務所、市町村相談窓口、市町村保育担当部局、市町村保健センター、児童委員・主任児童委員、療育センター、教育委員会等」があげられている。

このように、平成20年改訂の保育所保育指針では、「(社会)資源」の活用やそれとの連携が、保育内容の充実、保護者支援、地域の子育て支援に重要であると繰り返し述べられており、この概念が同指針のキー・コンセプトの1つになっていることがわかる。周知のように、児童福祉法第48条の3に基づいて、保育所には日常の保育に支障のない限りにおいて、それぞれの保育所の特徴や地域の状況に応じて地域子育て支援に取り組むことが求められており、保育に関連する「(社会)資源」の活用やそれとの連携は、この課題を達成するための方策として、新たに保育所保育指針に盛り込まれたと見ることもできる。ところが、保育所保育指針及び解説で用いられている「(社会)資源」の内容はやや漠然としており、記述から「(社会)資源」の活用や、「(社会)資源」との連携にとりくむ保育実践のモデルをイメージすることは難しい。

そして、「保育における『(社会)資源』は、保育ニーズの多様化への対応や育児不安・困難の軽減といった『子育て支援』の文脈で使用されることの多い概念だということである。『指針』の3か所の『(社会)資源』も、その中の2か所は『保護者に対する支援』と『地域の子育て支援』に関連する記述において述べられている。また、保育研究以外の文献においても、『(社会)資源』は同じような文脈で登場している。これは保育における『(社会)資源』に関連する『指針』の規定が、『家庭における子育てを支えるため、あらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムを構築する』という1994年のエンゼルプラン以来の、国策としての少子化対策の一環として登場したことをうかがわせる。」とされている。⁽⁸⁾さらに、「保育における社会資源とは、保護者支援、地域子育て支援に資すると予想される社会の様々な専門機関、施設、活動、人材、場所および事物のことである。保育所および保育者には、これらとの連携およびその活用に積極的に取り組み、子育てに取り組む保護者と地域子育ての

支援に貢献することが期待されている。」とされているのである。⁽⁹⁾そして、以上のような経緯において、新・保育所保育指針、新・幼稚園教育要領新（平成29年）において、以下のように、様々な連携の必要性が示されているのである。

保育所保育指針（平成29年）

	連携先	記述場所
1	家庭	第1章1(1)イ
2	家庭や地域の様々な社会資源	第1章1(1)ウ
3	地域社会	第1章1(5)イ
4	家庭、嘱託医等	第1章2ア(イ)②
5	家庭	第1章3(2)カ
6	家庭や関係機関	第1章3(2)キ)
7	小学校教師	第2章4(2)イ
8	家庭及び地域社会	第2章4(3)イ
9	市町村や関係機関	第3章1(1)ウ
10	保護者	第3章1(3)ウ
11	保護者や地域の多様な関係者、地域の関係機関等	第3章2(2)イ
12	地域の関係機関	第3章4(4)ア
13	地域の関係機関や保護者	第3章4(4)イ
14	家庭	第4章
15	地域の関係機関等	第4章1(2)ア
16	市町村や関係機関	第4章2(2)イ
17	市町村や関係機関	第4章2(3)イ
18	地域の関係機関等	第4章3(2)ア
19	要保護児童対策地域協議会など関係機関等	第4章3(2)イ

幼稚園教育要領（平成29年）

	連携先	記述場所
1	家庭	前文
2	地域	第1章総則 第2、3、(5)
3	家庭	第1章総則 第3、4、(2)
4	小学校	第1章総則 第3、5、(2)
5	家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関	第1章総則 第5、1
6	家庭	第1章総則、第6、2
7	保育所、幼保連携型認定	第1章総則、第6、3
8	こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校	第6、3
9	地域の人々	第6、(2)
10	地域の人々	第3章 1(2)
11	家庭	第3章 1(3)
12	関係機関、専門家、地域の子育て経験者	第3章 2

【4】保育における地域連携と「遊び」

保育において、現在、どのような地域連携保育が進められているのか。ここでは、「地域連携保育には①地域の環境や自然、②地域の人々による祭りや活動、③地域の小・中・高・大学生・未就園児・年配者との交流、④園相互の交流、の4分野があった。また、内容の分析結果から、①連携に関わる人のすべてが育ちあう互惠関係に立つ取り組みにしていくこと、②精選すること、③地域の人的財産・物的資源を保育内容として生かすために工夫すること、が重要である」とされている。⁽¹⁰⁾

なお、ここで、「地域の環境や自然」とは、地域の公園や神社へ出かけてドングリ拾いをしたり、地域の田んぼや潮干狩りへ出かけてカニを捕まえたりする等の活動を行うものである。あるいは、地域の方の協力で田植えをして育てたもち米を収穫したり、白でつくもちつき体験やもちを丸めたりしながら、幼児と保護者と地域の老人会と交流したりするようなものである。そして、幼児は、地域の人々によって伝統的な行事や祭り、日本の伝統芸能や文化を紹介してもらったり、指導してもらったりする。幼児は、園では保育者との関わりで、家庭では家族との関わりで育つが、これらの活動では地域の人々から声をかけてもらい、異なる人との関わりの中で人とつながる喜びを感じながら育つことになるのである。そして、こうした多くの活動は、保育の中で「保育内容化」し、遊びや活動を豊かにしていくのである。⁽¹¹⁾

さらに、地域の小・中・高・大学生・未就園児・年配者との交流では、園児が小学生と節分豆まきをしたり、中学生と虫取りをしたり、大学生と一緒によさこいを踊ったり、地域の人々に劇や合奏を見てもらったり、皆で合奏をしたりするような活動もある。さらに、保育所等の相互交流で、歌やリズムやゲームを楽しんだり、遊びをしたりする活動もある。同じ地域の異なる園に通う子どもが共に遊ぶことを通して、幼児同士が互いに親しくなるのである。

ところで、幼稚園や保育所における保育は、「生活」や「遊び」を通しての指導が基本であるということは、保育・幼児教育関係者は十分に理解している。新・幼稚園教育要領（平成29年）の「第1章総則、第1、2」では、「幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。」とされている。また、「同第6 幼稚園運営上の留意事項2」では、「幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子供などを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動

の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。」とされているのである。

また、「同第6 幼稚園運営上の留意事項3」では、「地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。」とされている。そして、「第2章」では、保育の「ねらいと内容」を、子どもが育つ5つの側面「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」からとらえ、5領域とし、そこで、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を育成するために指導する事項が内容として示されている。そして各領域のねらいは、幼稚園における生活全体を通じ、幼児が様々な経験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものであることと明記され、決して断片的な経験や一方的な注入主義教育をめざしているのではないということが伺える。幼児にとっての様々な経験の積み重ねとは、あくまでも主体的に環境と関わって遊びを楽しむ幼児と意図的な保育者の支援や環境構成が織りなす活動の営みとあってよいのである。そこにこそ、「遊び」が介在する。そして、ここに幼稚園や保育所で営まれる「遊び」の意義が見出されるのである。いうまでもなく幼稚園、保育所は、学校教育法や児童福祉法に基づいて教育課程や保育課程を編成し、その全体的な計画のもとで長期及び短期の指導計画を立案し、保育実践をおこなう意図的な幼児教育・保育を行う場である。それゆえ「遊び」の本質は同じであっても、家庭での「遊び」や小学校以上の児童の「遊び」とは遊びの概念が異なるのは当然であり、保育における主体的な遊びは、日常の生活を基盤とした保育者の意図性と乳幼児の主体性が環境を通して具現化する活動であるということができるといえることができるのである。

【5】地域連携保育における「遊び」の意義について

次に、地方公共団体、保育・教育施設、保育者養成校、地域の4つのセクターの連携に着目し、子どもの「遊び」の意義と地域連携の在り方について論考する。

中央教育審議会「幼児教育部会における審議のとりまとめ」（2016）には、「教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、家庭や地域の外部資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること」とされている。地域の中で生活するすべての場所が乳幼児にとっては、日常の生活の中で自然や物、地域の人々に触れることすべてが「生き方」の学びになり、そこで地域の一員として生活していく“市民”としての社会性の芽が育まれていくのである。そして、地域の中で色々な人との関わりは、やがて郷土愛となり受け継がれていく文化である。しかし、わが国の高度成長期に、都市化、核家族化が進み、近年では少子高齢化の社会状況

のなか、共働き世帯が増加し、かつて各家庭の中で、継承されてきた育児文化を保育・教育施設で担う機能が必要となってきた。その背景には、近所付き合いが希薄になり、共働き世帯の孤立による養育力の低下が要因の一つといえる。この現状に対して、保育所や幼稚園、認定こども園などが地域における子育て支援の拠点として多様な保育サービスの対応を求められるようになった。中央審議会「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」(2005)には、「幼児教育とは幼児が生活するすべての場(幼稚園、保育所、家庭、地域)において行われるものです」と明記されている。

そこで、子どもを取り巻く環境の変化に伴う、養育力の低下の問題について、保育における地域連携のあり方と以下の2つの視点を軸に、子どもの「遊び」の意義を考察する。

(1) 保育現場における地域連携の視点

「遊び」について思想家のヨハン・ホイジンガ(Johan Huizinga)は、人間をホモ・ルーデンス(遊ぶひと)とよび、遊びこそが他の動物と人間をわかつものであり、遊びとはあるはっきり定められた時間、空間の範囲内で行われる自発的な行為もしくは活動であるとした。そして、それは、自発的に受け入れた規則に従っている。その規則はいったん受け入れられた以上は絶対的拘束力を持っている。その目的は行為そのもののなかにある。それは緊張と喜びの感情を伴い、またこれは“日常生活”とは、“別のもの”という意識に裏づけられている、としている⁽¹²⁾。

ホイジンガの述べている自発的行為もしくは活動を、現代の保育現場における活動に置き換えると、保育者には、子どもが生き生きと遊べる環境を見通して仕掛け、見守る姿勢が重要になってくる。そして、幼稚園教育要領や保育所保育指針等書かれている「生きる力の基礎」は色々な年齢層の子どもたち(や世代間交流)の中から培われていくのである⁽¹³⁾。保育現場における地域連携保育の意義は、子どもたちが保育所や幼稚園での集団活動(や地域の人々との交流)を通して、平等に生きるルール(社会性)を身につけていく⁽¹⁴⁾ことが可能になるということである。

幼児期の教育については、教育基本法第11条に掲げられている「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境整備その他の適当な方法によって、その振興に努めなければならないこと」とされている。さらに新・幼稚園教育要領の前文には、「各幼稚園がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、幼児や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、幼稚園教育要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことが重要である」と明記されている。

幼稚園教育要領は、就学前教育を担い、小学校とのスムーズな連携、言い換えると連続性のある教育をめざして、その時代の社会状況に合わせた教育水準を全国的に確保できるように改定されてきたものである。

新・幼稚園教育要領の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の中で(5)社会生活との関わりでは「家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝えあったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。」と明記されている。この内容に対してどのような「遊び」を幼児期に経験するのが望ましいのか事例を通して検討する。

事例1：高齢者施設での交流を通して祖父母との関わり方の経験がない幼児にとっては、幼児が歌や踊りを披露することで、「おじいちゃんやおばあちゃんが喜んでくれたり拍手をしてくれたりすることは自分が受け入れられた」という自己有効感につながっていく。車椅子の高齢者や腰の曲がった高齢者に実際に触れることで、優しく接する態度を身につけていく。逆に高齢者の方々から竹トンボの作り方を教わったり、お手玉の遊び方や、わらべうたなどを教わったり、子どもから子どもへ受け継がれてきた児童文化財の継承の機会にもなる。

幼稚園教育要領や保育所保育指針では、子どもの発達の側面から「経験することによって育つことが期待される事項」として「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域の保育内容が示されている。保育現場では保育者が子どもの実態から保育を通して身につけさせたいねらいを「心情・意欲・態度」の側面から設定し、そのねらいが達成されるように内容や活動(遊び)を考えなければならない⁽¹⁵⁾。保育とは、子どもの身近にあるものが教材となり、この5領域の内容が関連しながら総合的な遊びを展開している。「事例1」の高齢者との交流を通して、歌や踊りを披露する活動は「表現」の領域であり、高齢者の方に触れ合うのは「人間関係」と「言葉」が関連し、高齢者施設へ行く園外保育は「健康」の領域であり、高齢者施設の中を見学することは「環境」の領域である。小学校の教科と違い保育におけるすべての経験はこの5領域が網羅されていて、「地域連携保育」の遊びの意義は、このことから明らかである。さらに、新・保育所保育指針の中でも(2)保育の目標ア(ウ)「人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性のめばえを培うこと」と明記されている。上記の事を地域の方々との交流を通して幼いころから培い、地域連携保育の活動を4つのセクター(地方自治体、保育・教育施設、保育者養成校、地域)に情報発信しながら連携して実施していく必要があると考える。

(2) 保育者養成校と保育現場における地域連携の視点

本学(人間科学部 人間発達学専攻)の幼稚園教諭、保育士養成においては、平成24年度後期より近隣の幼稚園、保育所(園)に協力いただき、「学生ボランティア派遣」事業を

展開している。「グリーンティーチャー」のグリーンは、「緑の、未熟な、未経験の、元気のいい、若々しい、新鮮な」という意味を含んでおり、今後の成長を期待したいという思いも込め、「グリーンティーチャー」と命名された⁽¹⁶⁾。1年後期から希望者を募り、前期と後期に分け協力園に赴き、ボランティア活動を行っている。

本事業の目的は、「体当たりで子どもと遊び、子どものことをもっと知ろう」をテーマに、学生は目指す保育者への自己実現に向けて自主的に行動を起こし、子どもとじっくり向き合い、子どもとしっかり遊べる実践力を身につけることである。主な活動内容は、幼稚園、保育所での子どもの遊び援助、子どもに対する生活援助の手伝い、清掃や保育室の環境整備（消毒など）の手伝いである⁽¹⁷⁾と記されている。

この事業の背景には、少子化や核家族の中で成長してきた学生の「遊び体験」を通して地域連携保育を学修していく目的も考えられる。兄弟、姉妹の存在や地域の子ども達と広場で夢中になり遊んだ経験も乏しく、実際の乳児に触れることなく本学に入学してきた学生は少なくない。

本事業の開始当時、筆者は保育現場に勤務していたため、受け入れる側であった。学生は、保育現場での体験から、かつての子ども時代を思い起こしながら「子どもとともに生きる」理想の保育者像を模索していた。その中で「遊びボランティア」として純粋に子どもたちと関われる機会を得た学生の大多数が、その後の保育実習時に子どもと関わるスキルを身に付け、キャリア選択の一助になっていったことは実証済みである⁽¹⁸⁾。

保育士の国家資格化、保育所保育指針や幼稚園教育要領の改定等により、保育士養成課程も見直され、保育士資格の必須科目として保育士養成校では、「保育者論」「家庭支援論」や「保育相談支援」という科目が新設された⁽¹⁹⁾。このように新設された科目に対して「地域連携保育」の果たす役割は大きく、保育者自身も地域の一員としての自覚とその地域全体に目を向け、入所の親子だけではなく、未就園児の親子の子育て支援も視野に入れた保育が実践されなければならない。教育基本法第2条の5に掲げられている「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」の実現のためには、子育て環境の整備について、国及び地方公共団体との連携は今後の課題である。

子どもが大好き、いつも子どもと遊んでいて楽しそうな「せんせい」のイメージは、社会状況の変化に伴い多様な保育実践力を求めている。さらに、どのような状況下に置かれようと、ヒトがヒトを育てていく営みにおいて、保育者の「人間性」が大きく影響していく⁽²⁰⁾。

以下では、本学の1年生の、「職場体験のできごと」のエピソード記述⁽²¹⁾の一部を紹介する。「私が、保育者を志すきっかけとなったのは、中学のときに体験したインターンシップです。0歳から5歳までの幅広い年齢の子どもと触れあうなかで、さまざまな出来事がありました。一日一日年齢の違うクラスを担当することで、1歳しか違わないが大きな差が

あることを身にしみて感じることができました。そんなふうにより毎日新たな発見があり、優しい笑顔に包まれながら仕事をしたいと思ったのが保育者になりたいと思ったきっかけです。授業を通して、自分がどのような保育者になりたいのかだんだんイメージをもつことができました。子どものありのままの姿を受け入れ、一人ひとりのもつその子らしさをしっかりと捉えて、寄り添うことができる保育者になりたいと考えています。」このエピソードのように、保育者としての生きがいを感じ、保育者としての仕事を選択するきっかけになった例は、少なくない。現場での出会いから、子どもと関わる方向性が見えてくる⁽²²⁾。この事例のように幼少期から小学校、中学校、高校、大学と地域連携保育の連続したインターンシップによる経験は、生きる目標をもち、その実現のための道筋となる取り組みである。

一方、ボランティア受け入れ側であった筆者の体験をもとに、保育所や幼稚園側のボランティア派遣のメリットとデメリットを考察する。

【メリット】

- ・幼稚園の預かり保育や保育所の延長保育などの時間帯（シフトの関係で職員数が減少する）にボランティアとして学生が子どもと関わってくれることは、保育者もゆとりができ、子どもたちの情緒の安定につながった。
- ・学生たちの手遊びや絵本読み、手作りの手袋シアターやペープサートの実演をみて、子どもたちも喜び、保育者も刺激になった。
- ・マナー化しがちな保育を学生から見られているという意識から、保育者も日頃の態度を意識するようになった。また、保育内容の検討すべきこと、保育者の日頃の子どもたちへの関わりを知ることができた。（活動日誌の記録から：園長談）
- ・ボランティア自体査定がなく、実習記録などに目を通してもらい、指導してもらい、保育者の補助をしてもらい助かっている。
- ・運動会や生活発表会などの準備や行事の取り組みに参加してもらい、子どもの対応に集中できる。
- ・掃除など雑用と思われることも率先してやってくれる。
- * ボランティア活動から実習を経て、職員として勤務し、一貫した保育者養成ができた。

最後の項目は筆者の体験であり、初任保育士としてスムーズな移行ができた。園長時代、非常勤講師として勤務していたが、学生は保育現場でのエピソードに興味津々で、「グリーンティーチャー」になることを誇りに感じている学生も多数いた。

【デメリット】

- ・子ども同士のトラブルやけがに対して対応できず、報告できないケースもある。
- ・子どもが学生の言うことを聞かなかつたり、担任以外の人がいるということでクラス全体が落ち着かない。
- ・保護者からの挨拶や声掛けに応じられない。

- ・何をしたいかわからず立ち尽くしている。(保育者が忙しそうにしている質問するタイミングがわからない)
 - ・敬語で話せない。
 - ・不測の事態(病欠や遅刻など)の対応ができない。
 - ・周りの状況を判断して行動がとれない。
 - ・緊張からか笑顔がみられない。
 - ・子どもと、一緒に遊べない、子どもへの適切な言葉かけもできない。
- *このデメリットは、就職した初任保育者にもあてはまる事項である。

このような事例を通して、保育者養成校と保育現場の共通理解のもとで、双方で保育者養成をどのように行っていくのか、そして保育における連携が保育者不足や早期離職、待機児童問題の解決の糸口になるかどうかについて、今後も検討していく必要がある。そして、本学の「学生ボランティア派遣」において、保育者養成に伴う現場との連携をどのように行い、その時代の保育ニーズにあった保育者をどのように養成していくのかということをも明らかにしていくことが喫緊の課題である。

【6】まとめ

以上のように、新・幼稚園教育要領、新・保育所保育指針をふまえて地域連携保育について考察を行ってきたが、こうした保育における連携には、以下のような課題があると考えられる。すなわち、「(1) 連携分野は多岐にわたる。これらの価値ある取り組みの多くを追求しようとするとは拡散的にならざるを得ない。地域連携の中で精選し、計画的に取り組むことが必要になる。(2) 教育・保育は将来の地域を担う人を育てるとの観点に立って、学校・園と地域が無理の無い共通テーマでつながり合う関係を作り出す必要がある。(3) 事例では明確になっているが、地域の人々や児童・生徒・学生との連携活動は園児のみならず相互の学び合いである。その意識が、真の交流・連携になることの相互理解が必要である。」とされている。⁽²³⁾ また、「地域連携保育は日常の幼児教育・保育だけでは培うことのできない体験や人との関わり、保育内容を豊かにする“教材”であることが明らかになった。幼児、地域の実態に合わせて内容を精選して取り組むことによって今後めざそうとする『地域と共にある園』になる。園児は地域の自然、文化、歴史、資源、環境、人材などから学びを得る。一方では地域の人々は子どもから元気・生き甲斐・学びを得ることができる。相互に学び合うことを通じて活力のある地域の創造につながる。」とされている。⁽²⁴⁾

ここで、とりわけ重要視されなければならないと考えられることは、園児は地域の自然、文化、歴史、資源、環境、人材などから学びを得るのであるが、同時に、地域の人々は子どもから元気・生き甲斐・学びを得ることができるのであり、相互に学び合うことが活力のある地域の創造につながるということなのである。そこに、地域連携保育の意義があると考え

られる。

【7】注

- (1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課「行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～」(平成29年)
- (2) 橋本真紀「保育所の地域子育て支援事業に期待される『役割』— 先行研究に記述される『役割』の検討から—」関西学院大学教育学部教育学研究科紀要『教育学論究』、創刊号、2009年12月、P.117。
- (3) 同上書、P.117。
- (4) 社会福祉法人日本保育協会、「子どもの育ちを支える子育て支援—地域における子育て支援に関する調査研究報告書—」平成26年3月、46頁。
- (5) 同上書、20頁。
- (6) 山本 佳代子、「保育所を中心とした地域連携の現状と実践的課題—保育ソーシャルワークの観点から—」山口県立大学学術備報 第7号『社会福祉学部紀要』通巻第20号、2014年3月、P.105)。
- (7) 同上書、P.105。
- (8) 仲真人「保育における『(社会) 資源』:概念分析」『新潟青陵大学短期大学部研究報告』2011年 第41号、P.182。
- (9) 同上書、P.183。
- (10) 田口 鉄久、「地域連携保育の教育的意義と課題」『鈴鹿大学短期大学部紀要』第37巻、2017年3月、P.115。
- (11) 同上書、P.121。
- (12) ホイジンガ/高橋英夫訳『ホモ・ルーデンス』中央公論者、1973年、P.73。
- (13) 今津 尚子「保育の理論と実践—第2章『保育者』をめざすあなたへ—」ミネルヴァ書房 2017年3月、P. 32。
- (14) 同上書、P. 33。
- (15) 同上書、P. 33。
- (16) 春高 裕美 他「九州女子大学における学生ボランティア事業の現状と課題～幼稚園・保育所のグリーンティーチャー派遣～」『九州女子大学紀要』第51巻1号、2014年、P. 26。
- (17) 同上書、P. 27。
- (18) 同上書、P. 34。
- (19) 今津 尚子、前掲書、P. 26。

- (20) 同上書、P. 26。
- (21) 同上書、P. 30。
- (22) 同上書、P. 31。
- (23) 田口 鉄久、前掲書、P.123。
- (24) 同上書、P.123。

On childcare based on regional cooperation : According to the revision of new kindergarten curriculum and new guidelines for nursery school

Koji KURODA, Shoko IMAZU

Kyushu Women's University, Human Development Department

1-1 Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu City, Fukuoka, 807-8586, Japan

Summary

It is said that children's lives should be developed by maintaining a sense of continuity between kindergarten and family and community. So, today's society of Japan conducted by various regional organizations and agencies, including child care, have been raising various regional cooperation. Therefore in this paper, we discussed about regional cooperation in preschool education, focusing on regional cooperation of new kindergarten curriculum and new guidelines for nursery school (Heisei 29 year). As a result, the interaction between local people and children is important. Children can learn local nature, culture, history and environment by play in the region. On the other hand, local people can learn to live by to help their children. And the vitality of a region is made by their mutual learning. There is significance in childcare based on regional cooperation.

Key word : childcare, regional cooperation, course of study, kindergarten